

太陽光発電設備を設置された方へ 償却資産申告(固定資産税)のお願いです

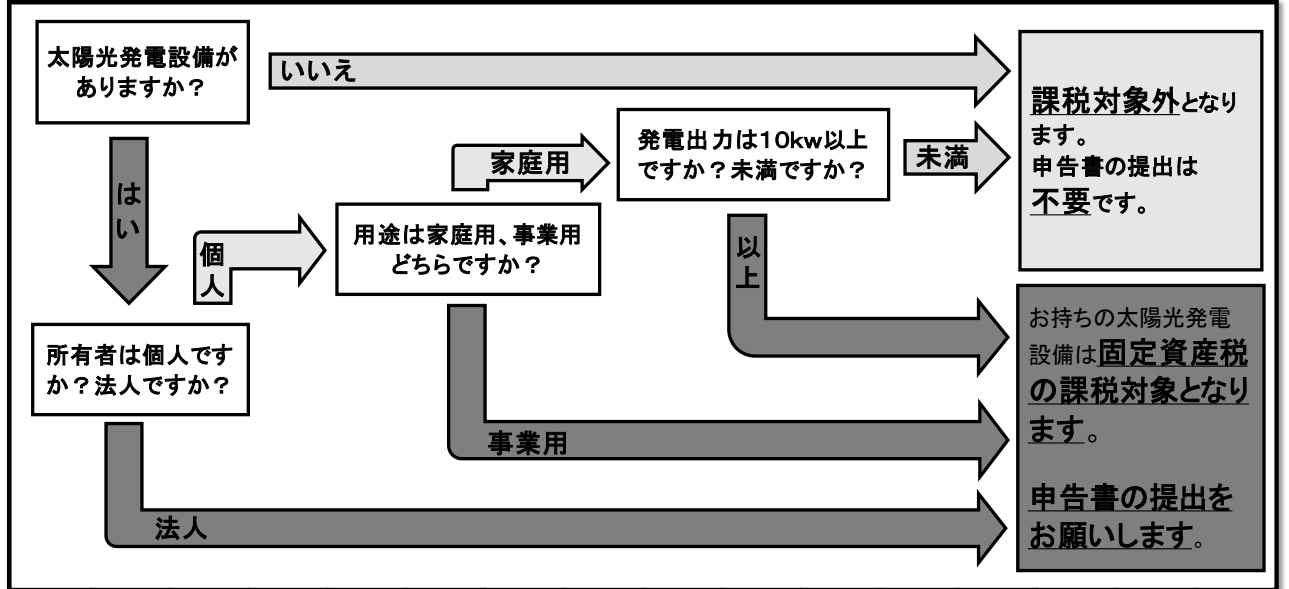


土地や家屋のほかに、事業用の資産を対象とした償却資産にも固定資産税がかかります。

太陽光発電設備も

償却資産として固定資産税の対象となる場合があります！

あなたの太陽光発電設備が課税対象かどうか、以下のフローチャートで確認してみましょう！



課税・申告の対象となる機器

- 太陽光パネル
- 架台レール
- 接続ユニット
- パワーコンディショナー
- 表示ユニット・電力量計など
- 周囲フェンスなど

△注意！

太陽光パネルおよび架台レールが家屋に一体の建材(屋根材など)として設置されている場合は、家屋としての評価の対象となりますので、償却資産としての申告は不要です。(他の機器については申告が必要です)



償却資産以外の固定資産税(土地)について

太陽光発電設備を地面に設置した場合は土地の課税地目が変更され、固定資産税額が変わる場合があります。償却資産の申告の際には、備考欄等に太陽光発電設備の設置場所の記入をお願いします。

宅地に設置した場合	宅地のまま変更なし。
宅地以外に設置した場合	雑種地に変更となり、その土地の状況により評価額を決定します。

まだ申告されていない方へ

固定資産税の対象となる償却資産(事業用資産)を所有されている方は、地方税法第383条の規定により、1月1日現在の所有状況を申告していただく必要があります。申告漏れなどが発覚した場合、申告していただいた年度だけではなく、資産を取得された年の翌年度まで遡って課税することとなります。(地方税法第17条の5第5項の規定により、最長で5年分)
例えば、平成29年1月に取得された太陽光発電設備について令和3年に申告していただいた場合、平成30年・平成31年・令和2年・令和3年分がまとめて課税されることとなりますのでご注意ください。

申告の方法等でご不明な点がございましたら、福知山市税務課までお問い合わせください。

なお、令和3年度より、償却資産の申告書は京都地方税機構への提出をお願いしておりますので、ご注意ください。(申告書の様式および申告の手引きは、京都地方税機構のホームページ、もしくは市ホームページにて公開しています)

<福知山市ホームページより、
「令和3年度償却資産(固定資産税)の申告書の提出先が変わります」>
→city.fukuchiyama.lg.jp/site/coronavirus/30782.html
<京都地方税機構ホームページ>
→zeimukyodoka.jp

お問い合わせ先
福知山市 財務部 税務課 資産税係
電話 0773-24-7025